

「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づく本人への 意向確認等について

1 事業概要

京都市では、平成 20 年 9 月から、災害発生時の避難行動に特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等に活用するために「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時には各地域の避難所運営協議会等に提供する体制を整えるとともに、平成 24 年 7 月からは、避難行動要支援者のうち、平常時から地域の避難支援等関係者への個人情報の提供に同意が得られた方を登載した名簿についても作成し、災害時に備えるとともに、日頃の見守り活動等にも活用してまいりました。

これらの方への同意取得につきましては、福祉サービス事業者をはじめ、地域の福祉関係団体の御協力を得ながら、進めてまいりましたが、近年、同意率は約 20%程度で推移している状況でありました。

災害発生時に、スムーズな避難支援等を行うためには、日頃から、避難行動要支援者に関する情報をお住いの地域で共有し、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めることが重要となります。

そこで、より多くの方の情報を地域で共有するため、令和 3 年 12 月、新たに「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定いたしました。

この条例制定により、名簿登載者の個人情報を地域に提供することに拒否した方を除いて、地域に提供することが可能となったことから、この度、名簿登載者の皆様に、平常時からの名簿情報の提供に係る意向確認を行います。

2 新たに条例・規則を制定した趣旨

災害対策基本法では、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供するためには、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得ることが必要とされていますが、一方で、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意が無くても平常時からの名簿情報の提供が可能とされています。

本市では、災害時の地域による円滑かつ迅速な避難支援体制の構築に繋がるよう、令和 3 年 12 月に条例及び規則を制定し、今後、避難行動要支援者本人のプライバシーに配慮するために、個人情報の提供に係る意向確認を行い、「提供の拒否の申出」があった方を除いて、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供してまいります。

3 意向確認について

避難行動要支援者名簿登載者（約 6 6 , 0 0 0 人）及び単身高齢者のうち「地域における見守り活動促進事業」に係る同意を得ている方（現：見守り B 名簿対象者、約 7 , 0 0 0 人）に対し、平常時からの個人情報提供に係る意向確認を行います。（令和 3 年 1 2 月作成名簿の登載者に送付）

（1）送付する書類

別紙のとおり「意向確認調査票」「京都市からのお知らせ（通知文）」「チラシ」「通知に関するご質問」「返信用封筒」を封書により送付します。

（2）発送日

令和 4 年 1 月 2 4 日（月）から順次発送

（3）返信期限

令和 4 年 2 月 2 8 日（月）（ただし 3 月 1 5 日返信までは名簿反映可）

（4）返送先

保健福祉局保健福祉総務課

（5）返信のない方の取扱い等

期限までに返信のない方については、「同意があったもの」とみなし、名簿に登載します。

ただし、期限を過ぎて提出があった場合には、随時、名簿更新のタイミングで意向を反映していきます。

また、一度、同意・不同意の意向を示された方であっても、随時、当初の意向の変更に係る申し出を受け付けます。

4 御協力をお願いしたい事項

郵送等を受け取られた市民の方から、意向確認に係る通知について、御相談があった場合には、通知の趣旨の説明等について、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これまでは、積極的な同意をいただいた方を登載した名簿を作成するに当たり、訪問による同意取得への御協力をお願いしていましたが、条例の制定に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される方に対して、本市から郵送により「意向確認」を行うこととします。

なお、意向確認を反映した名簿については、令和 4 年 6 月頃に作成することを予定しております（その後、適宜更新予定。）。